

上川圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会委員公募要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（平成21年3月31日北海道条例第50号）（以下「条例」という。）に基づき、上川圏域に設置する障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会（以下「委員会」という。）の委員の公募について、必要な事項を定めるものとする。

(応募の資格)

第2条 応募の資格は、次のとおりとする。

- (1) 上川総合振興局管内に居住する満20歳以上の者。
- (2) 障がい保健福祉に幅広い見識と関心を有する者で、委員会の会議に出席できる者。

(公募する委員)

第3条 公募する委員は、条例第44条第1項に掲げる者のうち、上川総合振興局管内に生活する障がい者2名、障がい者施策に関心のある地域住民1名とする。

(公募期間)

第4条 公募期間は、概ね1ヶ月程度確保するものとする。

(応募方法)

第5条 委員の公募に応募しようとする者は、次の書類を郵送又は持参により、当該応募しようとする者が居住する地域を所管する上川総合振興局保健環境部社会福祉課に提出するものとする。

- (1) 応募用紙
- (2) 「障害のある人もない人も暮らしやすい地域づくりのために」をテーマとした作文（800字以内）

2 提出する書類の作成にあたっては、点字又は代筆についても差し支えないものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、公募に関し必要な事項は、上川総合振興局保健環境部くらし・子育て担当部長が定める。

附 則 この要領は、平成22年2月8日から施行する。

附 則 この要領は、平成24年2月16日から施行する。

附 則 この要領は、平成26年2月4日から施行する。

附 則 この要領は、平成27年12月24日から施行する。

附 則 この要領は、平成30年1月16日から施行する。

附 則 この要領は、令和3年12月13日から施行する。

附 則 この要領は、令和5年12月19日から施行する。